様式4

令和3年度　指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

1　指定及び指導等の状況

是正改善指導事項		居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
																						都道府県市名			岐阜県		
1　指定等の状況																												
前年度末現在の指定事業所等数(A)		155	125	32	21		141	116		42	1	10	32	85	175	6	1	97	26	26	109	1	193	4	22	2	3
当該年度(令和3年度)の指定状況(B)	指　定(a)	8	5	2	3		8	6			2	1	3	3	19	1		14	1	1	20		29	1	2		
	更　新	12	10				16	15						15	13			6			7		31		1		
	廃　止(b)	4	3	2			4	2						1	2			6	1	1	2		8				
	辞　退(c)									1																	
	未更新(d)																										
	取　消(e)																										
	効力停止(全部停止)																										
	効力停止(一部停止)																										
令和3年度末の指定事業所等数(A)＋(B)		159	127	32	24	0	145	120	0	41	3	11	35	87	192	7	1	105	26	26	127	1	214	5	24	2	3
取消(e)のうち連座制が適用され各都道府県に通知したもの																											
2　指導及び監査の状況																											
事業所等数		155	125	32	21	0	141	116	0	42	1	10	32	85	175	6	1	97	26	26	109	1	193	4	22	2	3
集団指導	計画数	155	125	32	21	0	141	116	0	42	1	10	32	85	175	6	1	97	26	26	109	1	193	4	22	2	3
	実施数	121	68	18	21	0	110	61	0	38	1	10	32	85	175	6	0	97	15	15	109	1	193	0	16	2	3
	実施率(%)	78%	54%	56%	100%		78%	53%		90%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	100%	58%	58%	100%	100%	100%	0%	73%	100%	100%
実地指導	計画数	38	14	1			16	12		7			8	26	41			15	1	1	33		43		3		
	実施数	38	14	1			16	11		7			8	26	40			14	1	1	32		42		3		
	実施率(%)	25%	11%	3%	0%		11%	9%		17%	0%	0%	25%	31%	23%			14%	4%	4%	29%	0%	22%		14%	0%	0%
監　査	実施数													2									1				
3　実地指導結果の事項別是正改善指導状況																											
第1　基本方針・一般原則		1								1				3	5												
第2　人員に関する基準		(1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1　従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		1																									
2　サービス提供(児童発達支援管理)責任者															1												
3　管理者																											
4　利用者数の算定																											
5　職務の専従																											
6　従たる事業所設置の場合の特例																											
7　訪問による指定自立訓練																											
第3　設備に関する基準															1												
第4　運営に関する基準		(15)	(2)	( )	( )	( )	(9)	(5)	( )	(2)	( )	( )	(2)	(19)	(32)	( )	( )	(9)	( )	( )	(12)	( )	(26)	( )	(1)	( )	( )
1　内容及び手続の説明及び同意		3	1				1			2			1	4	6			1			1		2				
2　契約支給量(契約内容)の報告等		1					2							1	2						2		3				
3　提供拒否の禁止																											
4　連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整																											
5　サービス提供困難時の対応																											
6　受給資格の確認		1																1									

是正改善指導事項	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																										
8 心身の状況等の把握																						1				
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等																						1				
10 身分を証する書類の携行																										
11 サービスの提供の記録	3					1	2						3	3			5			3		5				
12 利用定員																						1				
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応																										
14 入退所(居)の記録の記載等							1										2									
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等						1							1	1			1									
16 利用者負担額等の受領							1						1	1			1					1				
17 利用者負担額に係る管理													1	1												
18 給付費等の額に係る通知等	1					2	1							1			1					1				
19 取扱方針	2					1																2				
20 計画の作成(書類の交付)	3	1							1			1	3	11			4			6		7		1		
21 サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務													1									1				
22 管理者の責務(管理者による管理等)																										
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																										
24 (その他の)サービスの提供																										
25 検討等																										
26 相談及び援助																						1				
27 (機能)訓練・指導等																										
28 雇用契約の締結等																										
29 看護・介護・家事等																										
30 生産活動・就労																										
31 工賃の支払・賃金						1						1	4	15												
32 実習の実施																										
33 求職活動の支援等																										
34 職場への定着のための支援																										
35 就職状況の報告																										
36 利用者及び従業者以外の者の雇用																										
37 社会生活上の便宜の供与等																										
38 地域生活移行のための支援																										
39 食　事																										
40 実施主体																										
41 事業所の体制・支援体制の確保																										
42 障害福祉サービスの提供に係る基準																										
43 健康管理																										
44 緊急時等の対応														1												
45 入院期間中の取扱い																										
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知																										
47 運営規程													4	3												
48 介護等の総合的な提供																										
49 勤務体制の確保等	3	1					2					1	3	6			5			3		6				
50 定員の遵守													1									4				
51 非常災害対策						3	4					2	12	17			6			9		11				
52 設備及び備品等																										
53 衛生管理等														1												

是正改善指導事項	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
54 協力医療機関等																										
55 掲　示												1	1	3			1			1		2				
56 秘密保持等	2					1						1	1							1						
57 情報の提供等(広告)																										
58 利益供与(収受)等の禁止																										
59 苦情解決													1	1												
60 事故発生時の対応						2							2	2			1					3				
61 会計の区分						1														1		3				
62 身体拘束等の禁止																				1		2				
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)														1						1						
64 記録の整備						1																1				
65 経過措置・特例																										
66 虐待の禁止																				8		11				
67 懲戒に係る権限の乱用禁止																										
68 障害児に係る給付金の金銭管理																										
69 障害福祉サービスの体験的利用支援																										
70 体験的な宿泊支援																										
71 その他(　　)																										
その他(　　)																										
その他(　　)																										
その他(　　)																										
第5 多機能型(一体型)に関する特例																										
第6 変更の届出等	1												2	1						2		1				
第7 給付費の算定及び取扱い	(2)	( )	( )	( )	( )	(3)	(1)	( )	( )	( )	( )	( )	(4)	(9)	( )	( )	(5)	( )	( )	(3)	( )	(9)	( )	( )	( )	( )
1 基本事項	1																					1				
2 ○○サービス費・○○給付費													2	1			1			1		1				
3 各種加算	1					3	1						2	8			4			3		7				
第8 その他	(12)	(1)	( )	( )	( )	(2)	(1)	( )	(1)	( )	( )	(1)	(6)	(13)	( )	( )	(5)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 その他(　虐待の禁止　)	12	1				1	1		1			1	6	13			5									
2 その他((その他の)サービスの提供)						1																				
3 その他(　　)																										
4 その他(　　)																										
5 その他(　　)																										

(注) 1 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の( )の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等の実数を記入すること。 従って、( )を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。

2 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、( )内に具体的指導事項を記入すること。

3 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。

4 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「未更新」に記入すること。

5 「取消(e)のうち連座制が適用され各都道府県に通知したもの」は、H24.3.30障企発0330第5「業務管理体制の整備等の施行について」第二の4(2)ウに基づき通知した事業所等数を記入すること。

6 「3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況」の各事項に記載する事業者数等について、全体(法人や施設)に対して指導や指摘をした場合は、代表的なサービス(施設)だけではなく、併設している全てのサービスについても、計上すること。